

問い合わせ先	広島市経済観光局産業立地推進課
	082-504-2241

広島市中小企業融資制度（セーフティネット資金）

支援策の内容、対象者（要件等）、手続きの方法、その他

対 象 者	<p>市内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合で、中小企業信用保険法第2条第5項第4号（セーフティネット保証4号）に該当するものとして、事業所の所在地を管轄する市長の認定を受けた中小企業者及び組合</p> <p><セーフティネット保証4号の対象要件></p> <p>次の要件のいずれも満たすことについて、市長の認定を受けた中小企業者等（特定中小企業者）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定地域（広島市）において1年以上継続して同一事業を行っていること。 2 指定災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として1か月の売上高等が前年同月に比べて20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べて20%以上減少することが見込まれること。
資 金 使 途	運転資金・設備資金
融 資 限 度 額	3,000万円以内
返 済 期 間	10年以内（据置1年以内）
貸 出 利 率	年1.0%以下
信 用 保 証	原則として広島県信用保証協会の信用保証付とする。
担保及び保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会の所定の方法による。
申 込 窓 口	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合
	広島県信用保証協会
申 込 方 法	セーフティネット保証4号に該当する特定中小企業者である旨の市長の認定書を添付して取扱金融機関又は広島県信用保証協会に申し込むものとする。